

案件番号 155261009 パブリックコメント意見書

26年2月25日
広島県 0115 遊漁船みのり
藤原 進

1章 データの無視・すり替えについて

25年6月オンライン説明会2回・9月18日岩淵参議院事務所にてのリモートレクと質問書・26年2月オンライン説明会2回、計5回にわたり救命いかだの有効利用確率ほぼ0%・事故事例2件のみ、義務化除外となる漁船・プレジャーボートの事故率ははるかに高い事をデータとともに証明・提示している。知床事故でのいかだの有効性に疑問がある事も問いただしている。各地の説明会でも同様の質問が多数ありそれに応えられていない事実も把握している。何度も大臣に私のデータを見せるように依頼しているが全て無視の状態。

そのことに対して一度も新たなデータを出さず、検証も無し。いかだと無関係な24年遊漁船事故83件、検討会で合意などと話のすり替えであった。

確実に提示しているデータ・資料を無視することや大臣に見せない事は法治国家ではあってはならない「恣意的な行政」である。立法事実の著しい欠如、不存在・重要な知見を無視したままの施行は裁量権の濫用。

憲法違反の可能性、14条・22条1項・29条・31条。上記全て裁判となった場合の証拠資料となる。

2章 説明会について

チャットの不具合が25年6月11日と26年2月16日にあった。6月11日は私以外にも起こっている。2月16日は設定を変えていないと言われたがそれならばなぜ前回3回入れていたものが入れなくなったのか。明らかに前回より質問数が少なく他の参加者も入れない方が多数いたのは明確。ブラウザから入れなくしアプリだけにしたのはなぜか。パソコン2台、ブラウザ2種で試したが入れなかった。そのオンライン説明会も周知不足で参加出来ないもの多数。私の住む広島市近郊ではいまだに対面の説明会が開かれていない。回答もはい・いいえで回答を要求したがすり替えばかりで回答出来ていない。25年6月の回答もすり替えばかりである。

このような状況では全事業者に丁寧な説明をしたとは到底言えない。

3章 公布日4月1日予定について

1月末に公開して4月1日公布というスケジュールはあまりにも期間が短く反対意見がまとまるのを恐れてと思われる。バフコメ締め切りから20日弱。その期間に意見を反映する気があるとは到底思えない。

今現在、救命いかだの本体価格しか明確でなくランニングコストは不明。将来的にいくら掛かるかわからない高額なものを強制的に購入させられる。除外条件にあてはまらない業者がどれくらいあるのかさえ把握していないはずである。私に必要な聞かれた事も無い。

このスケジュールでは最短8ヶ月で必要となる事業者が出る。製品の供給体制も含めとても準備期間が十分とは言えない。

4章 漁船・プレジャーボート除外について

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/r03_h/trend/1/t1_2_4.html

このページに水産庁(国)みずから漁船は事故が多く漁業は危険が伴う。安全な職場作りが急務と言っている。私の示しているデータからも漁船の事故が多いところは明白。

上記のことがまるで無かったように巧みに「特定遊漁船」という区分をつくり漁船と**区別**しようとしている。漁業が危険だと言いながら命にかかわることを国が「**自己責任**」というなどありえない。食料自給を支える**漁師の命を軽んじている**としか思えない。もしくは**不要とわかっている救命いかだを強制的に買わせる詐欺**とも言えるまさに「**裁量権の濫用**」である。

5章 実際の事故事例について

- ・2026年1月29日北海道漁船事故は遊漁船ならば救命いかだ搭載が必要なケース。もし船長が出船を強行した場合、同乗者に**自己責任と言えるのか**。
 - ・2026年2月20日三重遊漁船事故は貨物船の航海士が逮捕された。遊漁船は被害者であることが明白。これがもし**漁船やプレジャーボートの場合、自己責任と言えるのか**。調査報告書がまだ無い状態で絶対に義務化の**根拠にはいけない**。
 - ・いかだ根拠とされる2008年佐渡事故、発生から救助まで7時間で問題は通報の遅れ。いかだが有効だったかの検証も無し。**現時点で根拠にならない**。
 - ・2022年枕崎事故、全員軽傷。報告書にいかだの必要性に対しての記載、検証無し。こちらも**根拠にならない**。
 - ・2022年釜石事故、遊漁中でなく漁業中であったことから根拠から外している。**意図的に隠している**。
- どのケースでも国が確率0%の数字を無視し安全上必要だと言っているのに「**自己責任**」というのは**法の下**の**平等**と言えない。

6章 知床事故を受けてとなっている件について

知床事故を受けてと言いながら私の質問に知床事故に限ったものでないと回答している。水温4度の水中待機が危険なのは全ての船舶に共通の話。事故当日にいかだがあれば確実に被害の軽減に繋がったとは報告書にも書かれていない。

報告書にはその他のことは細かく推測、検証がされているがいかだについてはわずかな記載のみ。**国の検査体制の不備も指摘されている**。

以上のことからまったく救命いかだ搭載義務化と関係の無い遊覧船事故を根拠とすることも「**裁量権の濫用**」であり**国の怠慢を隠す**事案である。

7章 25年2月17日の質問書について

「船長の釣り」の**不当な行政処分**に対する質問書に**わずか1行の回答**。この件からも国が遊漁船という事業の**実態調査を全くしていないことが明白**。遊漁船の定義について9月18日の回答でB~Eのケースが該当することもあると言っている。

国が遊漁船の実態調査を全くせずに漁船と区分しようとしているこの件も**法の下**の**平等**と言えない。

もちろん裁判などしたくはありませんが上記より強行された場合は法的な手段をとります。強行する前に必ず今動いている団体やこのパブリックコメントの意見をしっかり検討し公布日の延期を強く要請します。再度、多くの関係者参加のものと検討会を開催する義務があります。憲法裁判が難しいことも承知していますがもし**違憲と判断された場合に責任は大臣**です。このようなずさんな**立法事実の著しい欠如、不存在は担当者の今後の将来を大きく左右するはず**です。

すでに確認されているはずですが関係するファイルも添付します。無視をすることは許されません。